

地方創生関係交付金事業等に係る効果検証について

令和元年 8 月 20 日
計 画 推 進 課

1 対象事業

- ・地方創生推進交付金（平成 30 年度当初予算）及び地方創生拠点整備交付金（平成 28 年度補正予算，平成 29 年度補正予算）[24 事業]
- ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）[1 事業]
- ・地方拠点強化税制 [1 事業]

2 効果検証の方法

自己評価（担当課）及び外部評価（効果検証部会）を通して事業の検証を行う。

(1) 事業評価

本事業が総合戦略の KPI 達成に向けて有効であったか否かの観点から，以下のア～ウにより評価を実施する。

- ア 本事業が総合戦略の KPI 達成に向けて有効であった
- イ 本事業が総合戦略の KPI 達成に向けて有効でなかった
- ウ 総合戦略の KPI の達成に向けた本事業の効果の有無はまだわからない

(2) 今後の方針

事業評価等をもとに，以下のア～エにより今後の方針を選択する。

- ア 事業が効果的であったことから，取組の追加等さらに発展させる
- イ 事業内容の見直し（改善）を行う
- ウ 特に見直しをせず，事業を継続する
- エ 事業を中止する

3 中間・事後評価について

平成 30 年度に中間・最終年度を迎えた事業については，中間・事後評価を実施し，その評価をもとに上記 2 で示す効果検証を実施する。

K P I の達成状況と事業効果区分について

(1) 事業効果区分について

評価書(個表)で使用している「事業の効果」(以下の表の①～⑤参照)については、内閣府地方創生推進事務局が示す区分であり、それを判断するにあたっては、本県独自の整理区分として K P I の達成状況を参照している。

なお、平成 30 年度に実施した拠点整備交付金事業など、昨年度の K P I を設定していない事業については、「⑤効果の有無はまだわからない」ものとしている。

K P I の達成状況 (本県独自の整理区分)	事業成果等 (内閣府が示す例)	事業の効果 (内閣府が示す事業効果区分)
全ての K P I の達成率が 100%以上	ア 全ての K P I が目標値を達成するなど、大いに成果が得られたとみなせる場合	① 地方創生に非常に効果的であった
達成率 100%以上の K P I が半数以上	イ 一部の K P I が目標値に達しなかったものの、概ね成果が得られたとみなせる場合	② 地方創生に相当程度効果があった
達成率 100%以上の K P I が 1 つ以上半数未満	ウ K P I の達成状況は芳しくなかったものの、事業開始前よりも取組が前進・改善したとみなせる場合	③ 地方創生に効果があった
全ての K P I の達成率が 100%未満	エ K P I の実績値が開始前よりも悪化した、もしくは取組としても前進・改善したとは言えないような場合	④ 地方創生に対して効果がなかった
H30 年度の K P I を設定していない	オ 効果発現時期がまだ到来していない	⑤ 効果の有無はまだわからない

(2) 各 K P I の達成率の算出について

達成率(%)は、以下の式により算出している。

$$\text{達成率} = (\text{実績値の増分(累計)}) \div (\text{指標値の増分(累計)}) \times 100$$

(例) 水郷筑波・サイクリングによるまちづくりプロジェクト

【KPI①】 つくば霞ヶ浦りんりんロード自転車利用者数(年間)[人]

	現状値	H28	H29	H30	現状値からの増分	達成率
指標値	39,000	45,400	51,800	69,147	30,147 (①)	②/①=139%
実績値		47,460	55,000	81,000	42,000 (②)	